

北海道用地対策連絡協議会

～50年のあゆみ～

北海道用地対策連絡協議会は、公共用地の取得等に関し、会員等相互間の連絡調整を行い、公共用地の取得の適正化とその円滑化に寄与することを目的として、昭和39年7月「北海道用地問題連絡会」として発足し、昭和46年に「北海道用地対策連絡会」に改称、その後、昭和55年に現在の名称となり、平成26年7月をもって設立50周年を迎えました。

発足当時はわずか9機関の参加でしたが、現在では本部会に17会員、全道に10地区部会が組織され、地区部会会員を含めると246会員が加入するまでに発展しております。

このことは、本協議会の設立主旨に沿って、公共・公益事業の円滑な推進に大きな役割を担ってきた結果であると考えております。

この度、北海道用対連設立50周年を記念して、これまでの「あゆみ」を以下に整理しました。

当会の設立経緯や目的、事業活動、公共事業において当会が担ってきた使命、役割等を再認識することにより、会員各位が用対連に対する知識と理解を深め、当会の更なる発展と飛躍につながれば幸いです。

【北海道用地対策連絡協議会の設立経緯】

昭和37年「公共用地の取得に伴う損失補償基準要項」が閣議決定され、各起業者において運用されていたところですが、この運用については、各起業者間に差異がみられ、その結果、ほぼ同一地域において二以上の公共事業が施行された場合、起業者によって補償単価等に大きな開差が生じるケースがありました。このように補償を行う上で好ましくない（公平性がない）状況を解消すべく、各起業者は補償単価等の統一を図る場を設ける必要性を痛感しておりました。

昭和38年頃より、北海道開発局と北海道土木部が中心となって、この趣旨を目的とした協議会の設立準備を進め、昭和39年に北海道管区行政監察局が実施した「公共用地の取得に伴う損失補償に関する行政監察」におきまして「各起業者は緊密な連絡の下に適正かつ統一的な補償の実施に努める必要がある」との所見表示がなされたこともあり、数回に渡る世話人会を経て、昭和39年7月10日、9機関の参加を得て「北海道用地問題連絡会」の名称で設立されることとなりました。

《設立時の会員》

- ・北海道開発局
- ・札幌防衛施設局
- ・北海道土木部（現：北海道建設部）
- ・北海道農地開発部（現：北海道農政部）
- ・日本電信電話公社北海道電気通信局（現：東日本電信電話(株)北海道支店）
- ・日本国有鉄道北海道総局（現：北海道旅客鉄道(株)）
- ・日本国有鉄道札幌工事事務所（現：北海道旅客鉄道(株)）
- ・日本鉄道建設公団札幌支社（現：独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北海道新幹線建設局）
- ・北海道電力(株)

【50年のあゆみ】

- 昭和37年度 **「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の閣議決定**
昭和37年6月29日に公共用地取得に伴う損失補償基準の統一と適正化を図るべく、同要綱が制定された。
- 昭和37年度 **「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の決定**
「要綱」の閣議決定を受け、中央用地対策連絡会が同基準を理事会決定（昭和37年10月12日）した。
- 「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」の決定**
昭和38年3月7日 用地対策連絡会理事会決定。
- 昭和39年度 **「北海道用地問題連絡会」を設立**
昭和39年7月10日に会員9機関の参加をもって組織された。
- 昭和44年度 **「用地対策連絡会全国協議会」の設立**
公共用地取得の諸制度に関し、全国各地区用対連の連絡、損失補償基準の運用の調整及び調査研究等を行い公共用地取得の推進に寄与することを目的として、昭和44年7月24日に組織された。事務局は、建設省関東地方建設局に置かれた。
- 昭和46年度 **名称を「北海道用地対策連絡会」に改称**
この年、本会員は12機関となる。
- 昭和48年度 **地区部会の設立**
「道用対連」の下部組織として、道央、道南、蘭樽、道北、道東の5地区部会が組織された。
- 昭和48年度 **「中央用地対策連絡協議会」に改称**
昭和36年12月1日に発足した「用地対策連絡会」が名称変更した。本省庁及び公団等の29機関で組織された。
- 「沖縄地区用地対策連絡協議会」の発足**
北は北海道から南は沖縄まで現在の10地区体制となり、名実ともに全国組織となった。
- 昭和50年度 **道用対連第1回用地事務研修会を開催**
初級課程として、外部及び内部講師により開催した。
- 昭和52年度 **「立木伐採補償積算要領」及び「立木等移植補償積算要領」を制定**
昭和52年3月10日道用対連幹事会申し合わせにより要領を制定し、昭和52年度から「立木等補償基準単価表及び単価内訳書」を発行した。

- 昭和53年度 **「用地取得計画調整要領」を制定**
会員相互の公共用地取得に伴う取得価格の適正化及び円滑化を図るために「要領」を制定した。
- 「第1回補償事例研究発表会」を開催**
会員相互の研鑽を図るため開催された。この年から毎年開催されることとなった。
- 昭和54年度 **機関誌「北海道用地」創刊号を発行**
用対連の活動を広く紹介するとともに、会員に情報を提供し、事業の円滑な実施に寄与することとした。この年から年1回発行されることとなった（平成19年度廃刊）。
- 昭和55年度 **「北海道用地対策連絡協議会」に改称**
現在の名称に改称した。この年、本会員は24機関となる。
- 昭和56年度 **第1回用地補償業務担当職員表彰式を開催**
昭和56年4月1日に道用対連表彰規程を制定。昭和56年10月6日の第1回表彰式で14機関20名が受賞した（平成22年度廃止）。
- 昭和57年度 **用対連全国協議会第1回用地功労職員表彰式の開催**
昭和57年6月11日に新潟県において開催され、「道用対連」から3名が受賞した（平成22年度廃止）。
- 昭和58年度 **「公共嘱託登記業務の報酬に関する協定書」を締結**
道内土地家屋調査士会、司法書士会と公共嘱託登記に関する協定を締結した。
- 昭和60年度 **道用対連創立20周年記念式典を開催**
春季通常総会（5月16日）において、表彰式及び創立20周年記念式典を開催、同年8月7日に創立20周年記念講演会を開催した。
機関誌「創立20周年記念・20年の歩み」を発行した。
- 蘭樽地区部会から2地区部会が独立**
小樽地区部会（昭和60年11月24日）、室蘭地区部会（昭和60年11月24日）が、それぞれ独立して6地区部会体制となった。
- 昭和61年度 **用対連全国協議会定例会議及び用地功労職員表彰式の北海道開催**
昭和61年6月14日札幌市で開催され、道用対連から4名が受賞した。
- 昭和62年度 **「収穫樹伐採補償算定要領」を制定**
- 昭和63年度 **「土地評価事務処理要領」及び「土地評価事務処理要領の取扱方針」を制定**

道東地区部会から3地区部会が独立

釧根地区部会（昭和63年4月28日）、網走地区部会（昭和63年7月5日）、十勝地区部会（昭和63年7月5日）が、それぞれ独立して8地区部会体制となった。

「残地補償算定要領」、「立竹木調査要領」及び「アスパラガス補償算定要領」を制定

平成元年度

各専門委員会を設立

各種の補償事案に対応する調査研究を目的として、土地評価、立木補償、建物補償、通損補償、補償研究（平成10年廃止）、機関誌編集（平成16年に幹事会兼任）の各委員会を設立した。

「工作物補償標準歩掛・工作物補償標準単価表」を発行

「質疑応答集（土地・補償編）」を発行

「建物及び工作物調査積算要領」及び「建物及び工作物算定要領」を制定

「その他の土地の取扱方針・水路等及び川成地の評価」、「動産移転料補償運用申し合わせ事項」及び「電話移転料補償運用申し合わせ事項」を制定

「損失の補償に対する消費税の取り扱いについて」制定

「所得税法」の一部改正及び「消費税法」の施行を受け、中央用対連において決定した。

平成2年度

道北地区部会から3地区部会が独立

旭川地区部会（平成2年10月25日）、留萌地区部会（平成2年10月25日）、稚内地区部会（平成2年10月25日）が、それぞれ独立して現在の10地区部会体制となった。

「用地事務研修会」の上級課程を新設

外部講師を招き第1回が開催され、以後毎年2課程を開催する。

「建物等移転補償標準単価表・内訳書ⅠⅡ」

「木造建物部分別調査積算マニュアル」

「曳家調査積算マニュアル」

「用地調査等標準仕様書・工損調査標準仕様書（Ⅰ）」

「用地調査等業務費積算基準・工損調査業務費積算基準（Ⅱ）」を発行

「用対連基準と実務」を発行

平成4年度

「北海道地価情報連絡協議会」を設置

平成4年10月13日道用対連幹事会決定により要領を制定し、（財）日本不動産鑑定協会及び北海道土地調査担当課の協力を得て、第1回（平

成4年10月29日)を開催した。

「木造建物部分別調査積算マニュアル(改正)」及び「曳家調査積算マニュアル(改正)」を発行

平成5年度 **「自動車の保管場所の確保に要する費用の補償取扱要領」を制定**

平成6年度 **道用対連創立30周年記念式典を開催**
記念式典において、第14回道用対連表彰と記念講演を実施した。

道用対連創立30周年記念誌「30年のあゆみ」を発行

「非木造建物調査積算要領」を制定

「建物及び工作物調査・算定要領」を一部改正

「その他の土地の取扱い運用申し合せ(私道の評価)」を制定
住宅地域と商業地域における私道の評価方法を明確化した。

「非木造建物移転補償標準単価表」の発行

「非木造建物調査積算要領の解説(Q&A)」の発行

「アスパラガス補償額算定運用申し合せ」の制定

平成7年度 **用対連全国協議会定例会議及び表彰式の北海道開催**
北海道地区において開催し、全国から1,140名が参加する。

用地事務研修会を専門課程と一般課程に改称

平成9年度 **「非木造建物調査積算要領の解説(Q&A)」の発行**

平成10年度 **「通常損失補償単価」の全道統一**
通常生じる損失について、全道的な取扱いを統一し、より適正な補償方法とした。

「土地評価事務処理要領の運用申し合せ」、「土地鑑定評価依頼事務処理要領」、「建物及び工作物移転補償額算定要領」、「建物等の移転料算定運用申し合せ」、「残地工事費補償実施要領の運用申し合せ」、「立木等の補償額算定運用申し合せ」の制定

平成11年度 **通常総会を年1回の開催とする**

平成12年度 **「木造建物〔I〕調査積算要領」の制定**
木造建物の移転料のうち再築工法の算定式にある現在建物の推定再建設

費の算定方式について、全国的に統一された。(平成12年12月26日中央用対連理事会決定)

- 平成13年度 **「工作物調査算定要領」の制定**
- 「用地調査等標準仕様書・工損調査等標準仕様書〔別冊Ⅰ〕」及び「用地調査等業務費積算基準・工損調査等業務費積算基準〔別冊Ⅱ〕」の発行**
- 平成14年度 **「立竹木調査積算要領」の制定**
- 平成15年度 **「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について」について申合せを行う**
中央用対連の「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について」の申合せを受け、北海道用対連としても、北海道の地域特性等を加味した同趣旨の申合せを行った。
- 平成16年度 **「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準及び公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準について」を申し合わせる**
中央用対連が作成し申し合わせた「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）及び公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準（案）」について、北海道用対連においても当該案に一部加筆等を行い申合せを行った。
- 40周年を迎える**
平成16年7月10日をもって北海道用対連設立40周年を迎えた。
- 平成19年度 **「通常損失補償額算定運用申し合せ」の制定**
- 平成22年度 **北海道用対連ホームページの開設（会員専用）**
- 「補償標準単価表の改正に係る説明会」の開催**
発注者と受注者とで共通の認識を持ち、齟齬を無くすること目的に開催。
(以後、毎年開催)
- 平成24年度 **「石綿調査算定要領」の制定**
- 平成26年度 **「地盤変動影響調査算定要領」の制定**
- 50周年を迎える**
平成26年7月10日をもって北海道用対連設立50周年を迎えた。

